

現在検討中項目一覧

(参考資料)

報告書番号	未対応案件	要望の概要	対応状況(平成25年度2月末時点)
14	予備品証明制度について	整備に関する外国との相互承認を推進し、現行の予備品証明に合格したとみなせる対象範囲を、新規に製造された装備品のみならず修理を行った装備品にまで拡大してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
22	BASAにより相互承認を受けた修理方法について	・航空機の整備作業の実施方法を独自に設定する場合には国の承認が必要であるが、米国当局又は米国当局が能力を認定した者(DER等)により承認された修理方法により作業を行う場合、我が国の認定事業場において作業を実施することを要件としないでほしい。 ・欧州当局又は欧州当局がその能力を認定した会社が承認した修理方法で作業を行う場合には、承認ではなく届出としてほしい。 ・認定事業場において修理設計データの内容を追加する場合には、国による承認を不要としてほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
35	航空機登録証明書、耐空証明書の原本の搭載義務について	航空機には、航空機登録証明書、耐空証明書を搭載しなければならないこととされており、写しでは代用できず、外国で製造された航空機を日本に運ぶためには、航空会社の社員が、日本で発行されたこれらの証明書を外国に持ち運び、搭載しているため、航空機製造国から日本への輸送の際には、「写し」でも代用可としてほしい。	在外公館職員が確認し、その旨を署名した書類と一体となった写しについて、原本と同様の効力を有することとする制度を構築するとともに、当該書類を在外公館から受領できるよう関係機関と調整を進めており、平成25年度内に検討終了予定。
40	燃料給油業務の位置づけについて	燃料給油業務は、整備ではなく、地上取扱業務(運航関係)に位置づけてほしい。	燃料給油業務を地上取扱業務の一部として位置付けるようエアラインと調整しており、平成25年度内に検討終了予定。
56	整備士資格について	整備士資格の取得又はその限定の変更をするためには、原則として国の試験官による実地試験を受ける必要があり、欧米に比較して資格取得要件が質・量ともに過大であるため、国家資格としての整備士資格は、航空機整備の基礎的能力のみを担保するものと位置づけてほしい。	上級整備士資格への円滑な移行を可能とする基本技術科目の位置づけの見直し等について、乗員政策等検討合同小委員会及び整備士資格制度を検討する委員会において検討しており、平成26年内に検討終了予定。
58	整備士国家資格の試験科目について	整備士資格取得試験における実地試験に使用する機材について、フラットパネルトレーナー(FPT)等の簡素なシミュレータで実施したい。	FPTに求められる整備用の機能やハードとしての装備について整備士制度の具体的な施策と合わせて検討しており、平成26年内に検討終了予定。
60	ICAO締約国の授与した資格証書の扱いについて	国際民間航空条約締約国発行の技能証明の保有者が我が国の技能証明を取得しようとする際には、全ての試験を免除してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
67	ヘリコプターのパイロット規程について(ビジネスジェット関係)	旅客の運送の用に供する航空機でIFR(計器飛行方式)により飛行するものは、2人の操縦士の乗務が必要であるが、ヘリコプターに適したIFRルートが設定される場合に備えて、IFRでシングルパイロットによる運航による旅客輸送を行えるようにしてほしい。	IFRルートの整備状況も踏まえつつ、米国におけるシングルパイロットによる運航の承認基準の詳細を確認の上、平成26年内に検討終了予定。
71	乗務時間制限について	国内運航に従事する場合は、連続する24時間において、8時間を超えて乗務時間を予定しないこととなっているため、国内運航における乗務時間制限を緩和してほしい。	柔軟な乗務管理が可能となるよう疲労リスク管理システム(FRMS)の導入について乗員政策検討小委員会等において検討しており、米国における運用状況の調査等を平成26年度内に終了予定。
91	BASA等相互承認について	我が国は、米国等との間で耐空性に係る相互承認協定(BASA)を締結しているが、乗員ライセンス、整備等の分野における外国との相互承認を早期に締結してほしい。	諸外国と調整中(詳細は別紙)。
102・103	国としてのサービスプロバイダ横断的な安全情報収集・分析・対策立案体制の整備	航空機運航、航空管制、空港等のサービスプロバイダ横断的に情報収集及び分析をする制度はないため、各モード横断的な安全情報収集・分析を行う体制を作してほしい。	自発報告制度等について具体的な検討を進めており、平成25年度内に検討終了予定。
109	法令に基づかない通達について	地上取扱業務に関することは、運航規程の記載事項とはされていないため、地上取扱業務等のうち、ICAOが求める内容については航空法上の位置付けを法令で明確化するとともに、必要な事項については必要な限度において運航規程及び同附属書に記載すべき事項として整理してほしい。	地上取扱業務に関する事項を運航規程の記載事項とし、その航空法上の位置付けを明確化するべく、エアラインと調整しており、平成25年度内に検討終了予定。
117	東京国際空港発着枠取得に関するビジネスジェットの申請手続の柔軟化(ビジネスジェット関係)	東京国際空港については、前月15日までに発着枠申請及び前月25日までに発着枠を決定し、枠に余裕がある場合、当日申請が可能であるが、発着枠の決定時期を早めてほしい。	限定的にでも対応可能かどうか、今後の公用機に係る発着枠の状況も踏まえながら引き続き検討。
118	東京港国際空港における駐機スポットの増設、駐機方法の改善(ビジネスジェット関係)	スポットの増設又は駐機方法の改善をしてほしい。(7日間となっている駐機制限を10日に延長して頂きたい)。	駐機場所の不足への対応については、今後予定されている旧整備場地区再編の状況を見据えながら引き続き検討。